

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第145号

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指すため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業として位置付けられる地域介護予防活動支援事業として市内において住民主体の通いの場を新たに設置した住民団体に対し、その運営に要する経費等の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通いの場 公園、集会所、公共施設、個人宅、事業所の空きスペース等を活用し、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者等」という。）が、介護予防のための活動を行う場として集える場をいう。
- (2) 介護予防のための活動 市長が介護予防に資すると判断する活動であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 生活機能の維持及び向上に資する活動
 - イ 介護予防に関する知識等の習得を図る活動
 - ウ 高齢者等の孤立を防ぐための居場所作りや、高齢者等同士又は高齢者等と他の世代との間の交流を積極的に行うサロン活動
 - エ その他市長が認める活動

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内において新たに通いの場を設置した団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する高齢者等で、おおむね3人以上により構成される団体
- (2) 通いの場を設置する団体として市が市民に情報提供することに同意し、かつ、新規に参加を希望する高齢者等の受入れを可能とする団体
- (3) 主体的かつ継続的な介護予防のための活動に取り組むことを可能とする計画を立てている団体
- (4) 当該通いの場の運営に対して、国又は他の地方公共団体から補助金その他これに類すると市長が認めるものの交付を受けていない団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 営利的活動、政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする団体
 - (2) 暴力団又は暴力団員が、当該団体が行う介護予防のための活動に関与していると認められる団体
- (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体が行う介護予防のための活動であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 月1回以上、1回当たり1時間程度実施すること。
 - (2) 3か月以上継続して実施すること。
 - (3) 毎回の参加者が、構成員を含めおおむね5人以上であること。
 - (4) 毎回の活動について、参加者数その他必要な事項を記録し、その記録を保管すること。
 - (5) 活動場所等の安全性及び緊急時の対応策を確保すること。
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、会場使用料、消耗品費、備品購入費及び保険料とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、実際に要した費用の額とする。ただし、1団体当たり50,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体につき1回までとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市介護予防における通い

の場運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 別で定める団体概要書
 - (4) 団体の名簿
 - (5) 見積書、カタログその他の補助対象経費を確認することができる資料
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（請求）

第11条 規則第15条の規定による請求は、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助金の概算払いの請求及び精算）

第12条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた団

体は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市介護予防における通いの場運営費補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 団体の名簿
- (5) 見積書、カタログその他の補助対象経費を確認することができる資料

第2号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市介護予防
における通いの場運営費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第
4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第9条）

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

第4号様式（第10条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護予防における通いの場運営費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第5号様式（第11条）

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金を、浦安市補助金等
交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第6号様式（第12条第1項）

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金を、浦安市補助金等
交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求し
ます。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第7号様式（第12条第2項）

浦安市介護予防における通いの場運営費補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市介護予防における通いの場運営費補助金について、浦安市介護予防における通いの場運営費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり精算します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 概算払交付額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |
| 3 | 精算額 | 円 |